

令和5年度末に感染者が発生した場合の補助の取り扱いについて

当補助金では、各経費の支払日を経費の発生日として取り扱ってきましたが、令和6年度に国がサービス提供体制確保事業を実施しないことに伴い、奈良県も令和6年4月1日以降の発生経費は補助しない方針です。
 しかし、令和5年度末に発生した経費の支払いが翌月以降になることもあるため、下記のとおり取り扱いといたします。

補助対象期間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)			令和6年4月1日以降	
各消耗品の発注	納品	検収	請求	支払
	令和6年2月分の割増賃金・手当	3月支払	4月支払	
		令和6年3月分の割増賃金・手当	4月支払	5月支払
		その他の経費(※)	支払まで	

※感染性廃棄物処理・事業所の消毒・緊急雇用にかかる経費など

令和6年5月31日

注意事項

【消耗品】発注・納品・検収までが令和5年3月31日までに完了し、令和6年5月31日までに支払いが完了したものが対象。納品時に検収が完了している場合は、納品日が令和6年3月31日までに完了しているもので可。

【割増賃金・手当】令和6年3月31日までに対応した労働分について、令和6年5月31日までに職員への支給が完了したものが対象。3月、4月とまたいで対応した場合は、3月中の対応した分に該当する部分のみ補助可。

【その他の経費】感染性廃棄物処理・事業所の消毒など、コロナ感染収束後に行う性質のものは、令和6年5月31日までに支払いの完了しているもののみ補助。